

手 続 軽自動車・バイク・耕運機など 廃車・変更などの手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

バイク、小型特殊自動車（耕運機等）などを使用しない場合や、譲渡した場合でも手続きをしなければ元の所有者に課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

まだ手続きが済んでいない人は、早急に手続きをしてください。

▼手続き・問合せ先

吉岡町のナンバーが付いた125cc以下のバイク、小型特殊自動車

役場財務課税務室

☎54・3111（内線138）

軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪

【軽二輪（125cc超250cc）

以下）

群馬県自動車整備振興会

☎027・261・0221

【二輪の小型自動車（250cc超）】

関東運輸局群馬運輸支局

☎050・5540・2021

【軽四輪】

軽自動車検査協会群馬事務所

☎027・261・4621／

（テレホン案内）027・29

0・2264



録 平成21・22年度登録

登 吉岡町小規模工事等契約希望者登録申請手続き

この登録制度は、町が発注する小規模な工事・修繕・業務委託・建設資材、物品・役務の購

入などの契約のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない人も

契約することができるとする小規模で内容が軽易な契約を希望する人を登録して発注時の業者選定の対象にすることで、地元業者の受注機会を拡大しようとするものです。

▼登録のできる人

①町内に住所を有する個人（他の者に雇用されている）または主たる事業所を有する法人。

②建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いません。

▼登録できない人

①町に住所を有しない個人または他の市町村に本店または主たる事業所を置く人

②町の競争入札参加申請（電子申請）により有資格者名簿に登録されている人

③成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者で復権を得ていない人

④希望職種を履行するために必要な資格・許可を有しない人

⑤町税および地方消費税を滞納している人

▼登録者の取り扱い

吉岡町小規模工事等契約希望者登録申請書を提出して審査に合格した人は、登録業者になりますが、改めて通知をすることはありません。町が発注する小規模な工事・修繕・業務委託・



建設資材、物品・役務などの購入契約業者の選定の対象になり得ますが、業者選定や契約を約束するものではありません。

ただし、申請後または登録後に町の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録を抹消の上通知します。

▼受付期間 3月9日（月）～3月31日（火）

▼受付時間 午前9時～午後5時

▼申請用紙配布場所 役場財務課財政室、吉岡町商工会

▼申請場所 役場財務課財政室

▼問合せ先 役場財務課財政室
☎54・3111（内線131）

今月の納税

国民健康保険税・・・12期
介護保険料・・・12期
後期高齢保険料・・・9期

納期限 3月31日(火)

便利で確実な口座振替も利用できます

Yoshioka Town

町政News



税

金

土地・家屋などをお持ちの人

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。平成21年度の課税基礎となる固定資産課税台帳の閲覧ができます。土地・家屋などの固定資産をお持ちの人、特に前年中に土地を取得した人や、家屋の新築・取り壊しをした人は、課税台帳を閲覧して確認してください。

納税管理人、納税者の委任を受けた人（委任状または代理人選任届が必要）。また、閲覧の際、印鑑をお持ちください。

▼問合せ先

役場財務課税務室
☎ 54・3111（内線135）

▼閲覧期間 4月1日（水）～平成22年3月31日（水）

※土・日曜日、祝日は除く

▼時間

午前8時30分～午後5時15分

▼閲覧できる人 納税者本人、



渋川県税事務所

日曜窓口・夜間窓口のお知らせ

渋川県税事務所では、次のとおり日曜窓口・夜間（延長）窓口を開きます。納税や納税相談にご活用ください。

▼日曜窓口 3月29日（日）

午前8時30分～午後5時30分

▼夜間窓口 3月25日（水）～27日（金）、30日、31日（火）午後7時30分まで

▼問合せ先 渋川県税事務所

（渋川市金井395）
☎ 22・4050

農

業

期限内に申請を

農振除外申請の受付開始

「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。町の農地の大部

分は農業振興地域に指定されています。しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要がある時には、緊急でやむを得ないものに限り農用地区域からの計画変更（除外・編入）をすることが認められています。町では、昨年まで年1回2月の受付を行っていましたが、今年から年1回4月の受付に変更となりましたので期限内に申請してください。

なお、申請しても計画変更の要件がすべて満たされなければ除外することはできません。また、過去に除外をされ、現在農地転用をされていない土地をお持ちの人は、新たに申請しても受理できないことがあります。

▼申請期間

4月1日（水）～30日（木）

※土・日曜日、祝日は除く

※受付期間外の申請は、受理できません

▼受付時間

午前8時30分～午後5時15分

▼受付・問合せ先

役場産業建設課産業振興室
☎ 54・3111（内線167）